

介護保険負担限度額認定申請について、よくある質問(Q&A)

作成日:令和3年5月24日

介護保険負担限度額認定申請について、よくある質問と回答をまとめましたので、申請の際、参考にしてください。また、回答内容は、作成日時点の内容です。変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

1. 有効期限が7月末までの認定申請と、8月以降適用分の認定(更新)申請は、同時にできますか？

更新申請開始日の6月1日から7月末までは、上記2つの認定申請は、同時にできます。ただし、令和3年8月より負担限度額認定の対象者要件が変更になったことにより申請書様式が変更になっております。よって、申請書は令和2年度用の申請書と令和3年度用の申請書の2種類を記載いただく必要があります。

2. 申請書は、どこで入手できますか？

市ホームページに掲載しています。また、本庁・各支所の窓口でも配布しています。

鹿児島市ホームページ <http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

トップページ → カテゴリー一覧(健康・福祉) → 介護保険 → 介護保険関連情報 →

市からのお知らせ → 介護保険各種減額認定証の更新手続きについて → 負担限度額認定申請

3. 更新申請についての注意点はありますか？

更新申請は、6月1日から本庁・各支所・郵送にて受け付けます。事前更新期間は、7月末までですので、早めの申請をお勧めします。

結果の交付は、申請方法によって異なります。(No.11を参照してください。)

4. 申請に必要なものは何ですか？(生活保護受給者の方、再交付申請の方を除く)

申請書 }
同意書 } 令和3年度より押印廃止になりました

介護保険被保険者証(介護保険証)… 写しでも可

申請者(被保険者)のマイナンバーを確認できる書類…(マイナンバーカード)

来庁者の身元を確認できる書類…(運転免許証や居宅介護支援専門員証等)

委任状(ご本人様以外が申請される場合)…ご本人様の署名がない場合は押印が必要となります

預貯金等がわかるもの… 以下を参考にしてください。なお、写しが必要な範囲が不明な場合は、通帳や証書の原本を受付窓口にてコピーしますので、記帳のうえ、ご持参ください。

預貯金(普通・定期)

通帳の写し(銀行名や口座番号等が分かる面、申請日から遡って2か月分の出入金の状況が分かる面、定期預貯金は残高が分かる面)

有価証券(株式・国債・地方債等)	証券会社や銀行の口座残高の写し
金・銀等、時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写し
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し
現金(いわゆるタンス預金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローン等)	借用証書等

5. 写しを取るべき通帳の範囲が分かりません。

預貯金等の範囲は、上記 No.4を参照してください。

写しが必要な範囲が不明な場合は、通帳や証書の原本を受付窓口にてコピーしますので、記帳のうえ、原本をご持参ください。

6. 申請書中の「配偶者」とは、どのような場合をさしますか？

①婚姻関係にある夫婦と、②婚姻届を提出していない事実婚関係にある夫婦もさします。

ただし、DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や配偶者が行方不明の場合等は、配偶者として該当しない場合があります。詳しくは、お尋ねください。

7. 生活保護を受給していますが、申請には何が必要ですか？

No. 4の書類のうち、同意書と預貯金等のわかるものは不要です。

8. 紛失や破損による再交付申請の際、同意書・通帳等の写しは必要ですか？

単に同じ利用者負担段階の認定証を再交付申請する場合は、再交付申請書の記入のみで構いません。

同意書や通帳等の写しは不要です。窓口職員に再交付申請である旨をお伝えください。

ただし、当初の申請時点から世帯や預貯金等の要件に変動があり、利用者負担段階が変更になる場合には、改めて再度の申請が必要です。(同意書や預貯金等の写しが必要)

9. 新規で要介護(要支援)認定申請中ですが、負担限度額認定申請はできますか？

要介護(要支援)認定申請中でも、負担限度額の認定申請は可能です。

ただし、認定証(又は結果通知)は、要介護(要支援)認定申請結果が判明した後に交付しますので、時間がかかる場合があります。

10. 大正5年以前生まれで、老齢福祉年金の受給権者です。

老齢福祉年金の受給権者の方は、国民年金証書又は証書預証が必要です。

申請について、詳しくはお尋ねください。

11. 個別申請と事業所申請は、どのように違いますか？また方法に指定はありますか？

①個別申請：審査結果を郵送します。(窓口での交付は行いません。)

※原則として住民票のある住所地へ郵送します。ただし、送付先設定がある場合は、送付先住所へ郵送します。

※事業所の職員の方等が、本人に代わって提出をした場合でも、下記②に該当しない場合は、個別申請として審査結果を郵送します。

②事業所申請：事業所でまとめて申請した場合、従来通り、窓口での引き換えをお願いいたします。

※事業所申請とは、「申請者一覧名簿」を用いて、事業所が提出した場合に限ります。

申請方法について、指定はありませんが、結果の交付方法が異なりますので、申請前に、施設の担当者やケアマネジャーの方にご相談されることをお勧めします。

なお、申請内容について、申請者に連絡することがありますので、申請書の申請者欄は確実に記入し、日中連絡の取りやすい連絡先をご記入ください。

12. 郵送でも事業所申請は可能ですか？

郵送で「申請者一覧名簿」を用いての事業所申請も可能です。ただし、その際は、本来窓口引き換えである交付方法に代えて、審査結果を郵送しますので、申請時に返信用の切手と返送先を記入した封筒を同封してください。(申請数を考慮した切手・封筒のサイズをご用意ください。)

13. 申請をしましたが、審査結果が届きません。

審査結果の交付方法は、申請方法により異なります。事業所の方が申請した事業所申請の場合、事業所の方が窓口で引き換えます。(No.11を参照してください。)

個別申請で事前更新期間の7月末までに申請している場合は、8月17日以降に発送します。送付先は、原則として住民票の住所地です。ただし、介護保険関係の書類の送付先を別途設定する「送付先設定」のお手続きがなされている場合は、送付先の住所が優先されます。

14. 送付先の設定をしているか、または、送付先住所がどこに設定されているか分かりません。

送付先住所について、電話でお答えすることはできません。あらかじめ、介護保険料のお知らせや、要介護(要支援)認定結果通知書、負担割合証等が届く住所をご確認ください。

送付先変更を希望される場合、書類(送付先設定申請書)での手続きが必要です。委任状があれば、代理人での手続きも可能です。詳しくは、介護保険課保険料係(099-216-1279)へお尋ねください。

15. 介護保険負担限度額認定証が届きました。

この認定証は、認定申請を審査した結果、軽減対象者に該当すると判断されたときに、そのことを証するものです。対象のサービスを利用するときの食費や居住費（滞在費）が軽減されますので、ご利用の施設又はショートステイ先にご提示ください。

対象サービス：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設、（介護予防）短期入所生活介護・療養介護（ショートステイ）

16. 介護保険負担限度額認定決定通知書が届きました。

この決定通知書は、認定申請を審査した結果、軽減対象者に該当しないと判断されたときに、その結果を通知するものです。

該当しない主な理由は、以下があります。

- ・ 課税世帯に属している。
- ・ （世帯分離をしている）配偶者が課税である。
- ・ 預貯金等が基準を超える。

申請日以降、世帯や預貯金等の要件に変更があり、認定要件に該当すると思われる場合は、再度申請をすることができます。

17. 介護保険負担限度額認定の申請をしたのに、7月下旬に介護保険負担割合証が届きました。

「負担限度額」： 薄い水色系色（施設入所時等の食費・居住費の限度額が記載されているもの）

と

「負担割合証」： 若草色（薄く明るい緑色、1割・2割または3割が記載されているもの）

は、別々のものです。

負担限度額認定証は、8月17日以降に郵送または窓口にて交付を開始します。

負担割合証は、要支援1から要介護5までのいずれかの認定を受けている方または事業対象者の方に7月下旬に送付します。

どちらも介護サービスを利用する時に大切なものですので、介護保険証等と同様に大切に保管してください。

18. マイナンバー（個人番号）の記載について

申請の際、マイナンバーを記載するとともに、受付時の本人確認のための書類が必要であることが関係法令等で規定されています。ただしマイナンバーの記載がない場合でも、その他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。なお、施設入所中や被保険者本人が認知症等で、マイナンバーの通知カードを受け取っていない場合等は、その旨を申請時に窓口職員にお伝えください。

19. 有効期限後の「介護保険負担限度額認定証」は、どうすれば良いですか？

有効期限後の認定証は、鹿児島市に返還してください。なお、6月・7月中に行う事前更新申請の際には、現在お持ちの認定証の添付は必要ありません。

20. 令和3年度より負担限度額認定制度はどのように変更になったのですか？

令和3年度の制度改正により、負担限度額認定は以下の3つの変更が行われました。

① 利用者負担段階の現行第3段階が分割された

利用者負担段階はこれまで、対象者の収入等により第1段階～第4段階に分かれていましたが、令和3年8月1日より、第3段階を2つに分割され「第3段階①」と「第3段階②」の2つの段階が新設されました。対象者要件も利用者負担段階によって異なっており以下のようになっております。

「第3段階①」・・・非課税世帯で本人年金収入等が80万円超120万円以下。

また、本人の預貯金額が550万円以下(夫婦の場合1550万円以下)。

「第3段階②」・・・非課税世帯で本人年金収入等が120万円超。

また、本人(夫婦の場合)預貯金額が500万円以下(1500万円以下)。

また、食費の助成金額も変更となっております。食費の変更については下記②の項目をご参照ください。

② 食費の助成で見直しが行われた

食費の助成に関しては、「第3段階が分割されたこと」、「在宅サービスの一つである通所介護等で食費が助成対象外であること」、「在宅で介護を受ける方との公平性等の観点」から以下のように変更になりました。

【 令和3年8月以降 】

利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
1日当たりの	施設サービス	300円	390円	650円	1360円
食費	短期入所サービス	300円	600円	1000円	1300円

※赤字は今回の改正で変更があった箇所です

【これまで(令和3年7月31日以前)】

利用者負担段階		第1段階	第2段階	第3段階
1日当たりの	施設・短期入所サービス	300円	390円	650円
食費	短期入所サービス	300円	390円	650円

③ 預貯金の基準額が変更された

これまで、預貯金等の基準額は一律で1000万円以下(夫婦の場合 2000万円以下)となってきましたが、今回の改定により、利用者の負担段階に応じた預貯金等の基準額が設定されることになりました。設定された基準額は以下のようになります。

【 令和3年8月以降 】

利用者負担段階	所得の状況		対象者が65歳以上の方 預貯金等の基準額 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		1000万円 (2000万円)以下
	市町村民税非課税世帯である 老齢福祉年金受給権者		
第2段階	本人年金 収入等	80万円以下	650万円 (1650万円)以下
第3段階①		80万超120万以下	550万円 (1550万円)以下
第3段階②		120万超	500万円 (1500万円)以下

※赤字は今回の改正で変更があった箇所です

【 これまで(令和3年7月31日以前) 】

利用者負担段階	所得の状況		対象者が65歳以上の方 預貯金等の基準額 (夫婦の場合)
第1段階	生活保護受給者		1000万円 (2000万円)以下
	市町村民税非課税世帯である 老齢福祉年金受給権者		
第2段階	本人年金 収入等	80万円以下	
第3段階		80万円超	

また、第2号被保険者は、若年性認知症等により長期入所が考えられるため、現行の基準額1000万円(夫婦の場合 2000万円)を維持します。